

## 『下請関係を改善するための支援策を知りたい』

## 下請中小企業・小規模事業者の自立化支援

下請中小企業・小規模事業者の自立化に向けた取組等に対する支援を行います。

## 対象となる方

下請取引<sup>\*</sup>を行う中小企業の方

※物品の製造・修理、情報成果物（プログラム、映像等のコンテンツ、設計図、商品デザイン等）の作成又は役務の提供の委託

## 支援内容

## 1. 下請中小企業・小規模事業者自立化支援補助金

## (1) 下請中小企業自立化基盤構築事業

下請中小企業振興法の認定を受けた事業計画の下で、下請事業者同士が共同で行う勉強会、共同受注用のシステム構築、設備導入、展示会出展などに係る費用の一部の補助を受けることができます。

- ・補助金額 上限2,000万円
- ・補助率 2/3以内

## (2) 下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業

親事業者の生産拠点の閉鎖・縮小などにより売上げが減少する下請事業者が、新分野進出のために行う試作開発、展示会出展などに係る費用の一部の補助を受けることができます。

- ・補助金額 上限500万円
- ・補助率 2/3以内

## 2. 下請中小企業振興法に基づく支援

下請中小企業振興法は、振興基準の周知、振興事業計画や特定下請連携事業計画に対する支援等により、下請中小企業の振興を図るものです。

## (1) 「振興基準」とは

下請取引の発注方法の改善、取引対価の決定方法の改善、下請代金の支払方法の改善など、下請取引を行う際の様々な場面において、下請事業者と親事業者がよるべき一般的な基準を経済産業大臣が定めたもので、下請事業者の努力と親事業者の協力の方向性が示されています。

これにより、不公正、不透明な取引が防止され、親事業者と下請事業者の相互理解と信頼の下に、協力関係が築かれることが期待されます。

## (2) 「振興事業計画」を通じた支援

下請事業者で構成している事業協同組合やその他の団体が、親事業者の協力を得て、下請事業者の施設又は設備の導入、共同利用施設の設置、技術の向上、事業の

共同化等の事業について「振興事業計画」を作成し、国の承認を受けると、次の支援措置が活用できます。

- ①高度化資金貸付(独立行政法人中小企業基盤整備機構、都道府県)  
工場団地等の建設や共同工場等の共同施設の設置に必要な資金の無利子貸付  
→「高度化事業」に関する詳しい内容は270頁をご覧ください。
- ②中小企業信用保険法の特例(流動資産担保保険の別枠化等)  
→「信用保証制度」の詳しい内容は263頁をご覧ください。
- (3)「特定下請連携事業計画」を通じた支援  
2以上の下請事業者が共同で新事業活動を行うことにより、既に取りのある親事業者以外の者との取引を開始・拡大しようとする「特定下請連携事業計画」を作成し、国の認定を受けると、補助金、融資等の各種支援措置をご利用になれます。  
なお、個別の支援策ごとに当該支援機関の審査や確認が必要となります。
- ①補助金(下請中小企業自立化基盤構築事業): 上限2,000万円(補助率2/3以内)
- ②日本政策金融公庫による低利融資制度(設備資金、長期運転資金)
- ③中小企業信用保険法の特例(普通保険, 無担保保険, 特別小口保険の別枠化等)  
→「信用保証制度」の詳しい内容は263頁をご覧ください。
- ④中小企業投資育成株式会社法の特例(株式の引き受け等)  
→「中小企業投資育成株式会社による支援」の詳しい内容は74頁をご覧ください。

### ご利用方法

1. 下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業  
経済産業局に対し、補助金の申請を行ってください。外部有識者で構成される審査委員会における審査により採択先を決定し、採択の結果を通知します。
2. 下請中小企業振興法に基づく支援  
上記支援策の利用を希望される場合には、事業計画を作成し、経済産業局等の担当部局に申請してください。

※特定下請連携事業計画についての詳細は下記URLをご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2013/131226shitauke.htm>

お問い合わせ先

中小企業庁 取引課 TEL:03-3501-1669(直通)

各経済産業局中小企業課(巻末お問い合わせ先一覧参照)